

とんどでなくなる。しからば中国政
府、すなわち蔣介石の政府から軍統と
称せられる。これは憲兵だそうであ
りますが、かようなもの、及び保衛
局、これは秘密警察だそうでありま
す。こういうもの、及びCC団、これ
は暗殺団ですが、こういうものが日本
内地に存在し、それら活動してある
ような状況を、特審局は御存じである
かどうか。

○吉河政府委員 お答えをする前に、
先ほどの御質問に関連いたしました
現在日本政府といたしましては、適法
にわが国内に滞留する連合国人である
華僑を国外に送還するような権限はな
いのではないかと考えております。そ
れからたまたまの御質問でございます
が、中華民国政府から軍統とか保衛局
とかCC団とかいうようなものが、日
本国内に潜入しておるといふような事
実は確認しておりません。

○諸侯委員 中華民国人の保護とい
うものに対する法律関係につきまして
は、法務総裁に質問しようと思つたの
であります。おいでにならぬのであ
なたにお聞きしたのでありますが、こ
れは後日法務総裁に質問いたします。
そうすると特審局としては、こういう
CC団とか軍統とか保衛局とかいうもの
の存在は知らないという御答弁と承
つたのでありますが、なお本年の五月
六日に東京華僑協会の選挙がありまし
た。この選挙の際に、いわゆる国民政
府がレッド・パージとして認めた七名
のうち四名が候補に立つて、しかも最
高点で四名とも当選をした。このとき
に日本の警察官が選挙場を包囲したと
いうことでありますが、特審局は御存
じであるかどうか。

○吉河政府委員 お答えをする前に、
先ほどの御質問に関連いたしました
現在日本政府といたしましては、適法
にわが国内に滞留する連合国人である
華僑を国外に送還するような権限はな
いのではないかと考えております。そ
れからたまたまの御質問でございます
が、中華民国政府から軍統とか保衛局
とかCC団とかいうようなものが、日
本国内に潜入しておるといふような事
実は確認しておりません。

〔田嶋(好)委員長代理退席、委員
長席席〕

○吉河政府委員 本年五月六日に、八
重州口の東京華僑連合会館におきま
して、東京華僑連合会幹部の改選が行
われたというのに関する情報は、情報
として聞いております。しかしこの選
挙に際しまして、日本側の警察官が同
会館を包囲したという事実は、情報と
しても、また報告としても聞いており
ません。

○諸侯委員 中国の華僑協会の人た
ちが、人命保護あるいは本国送還をし
ないでくれるというような陳情を、特
審局にしたことはありませんか。

○吉河政府委員 権限がありませんの
で、さういふ陳情を受けたことはあり
ません。

○諸侯委員 東京華僑協会のおもなる
幹部につきましては、それらいかな
る政治信念を持つておられるか、あ
るいはいかなる思想を持つておられ
るか等について特審局が調査した
ことがありますか。

○吉河政府委員 さういふ点を私ども
が積極的に調査した事実はございま
せん。

○諸侯委員 それではこの問題は何も
御存じないようでありますから、こ
の辺でやめておきます。

次に、新宿におきまする暴力団退治
として、昨年解散を命ぜられたと
ころの野原組、これらのものは表面
解散したがごくくとなつておるが、事
実はその組員の連中がやはり新宿に跋扈
いたしておるという情報があるのであ
りますが、特審局はこれらの解散後の組
員の動向について査察なさつたことが
あります。

○吉河政府委員 ただいま御質問にな
りました新宿の野原組の解散後の動
向、特に再建的な企図、あるいは解散
団体を承継するような団体的活動の有
無につきましては、先般来鋭意調査中
でございますが、まだ結論には達して
おりません。

○上村委員 特審局長に少し確かめて
おきたいのであります。「平和のこえ」
の全国的検査の問題でございますが、
全国にわたつてたくさん事件が起き
て、それが今審理中でございます。も
とよりこまかいことは弁論に属するの
で聞くわけには行きませんが、大あら
ましかつて、われわれの疑点とするこ
ろをここで伺ひしておきたいと思
うのです。

第一に「平和のこえ」といふ新聞を
アカハタの後継紙と断定して検査され
ておるのです。どういふ観点、どう
いう理由でこれを「アカハタ」の後継
紙としたのであるか、この点がつき
りしないのであります。むしろそれは
犯罪の契機になるのでございませ
んが、特審局で何かそこに標準を置いて
かく／＼の條件があれば「アカハタ」
の後継紙である、しこうして「平和の
こえ」はそれに当るといふような基準
があつて、その基準を各地方の警察庁
へ指令されておるのかという点を、ま
ずお確かめしておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 「平和のこえ」を「ア
カハタ」の後継紙と認定いたしました
理由につきましては、前国会におき
まして、法務総裁から再三御答弁が
あつたことと思ひのであります。日本
政府におきまして、また特別審査局に
おきまして、連合国最高司令官の「ア
カハタ」その後継紙、同類紙発行停止
の指令自体に基礎を置いてこれを行つ
ておるのであります。特別に基準と
いうようなものを設けてはいないので
あります。

○上村委員 どうもその点がおかしい
と思ひます。いやしくも憲法二十一
條に保障されておるところの出版の権
利に基いてやつてゐるものを禁止す
るには、それ相応の理由と根拠がなけ
ればならぬと思ひます。そこで最高
司令官の指令は、なるほど後継紙を発
行停止しうといふ指令はあつたとい
ふことは、やはり国民の常識もしく
はいろいろの慣習によつて、納得の
できる條件及び理由をもつて、これは後
継紙であると認定しなければ、国民に
対して非常な無理ではないかと思ひ
ます。ただ最高司令官の指令にあつたか
ら後継紙、後継紙といふ言葉があつ
たからといつて、すぐこの新聞が後継
紙であるといふことは、非常に当局の
行き過ぎではないかと思ひますが、
この点に対して特審局長はどういう
考えを持つておるかお確かめしたい
と思ひます。

○吉河政府委員 ただいま「平和のこ
え」に関する具体的な資料を持参した
しませんので、ここで正確なお答えを
する準備をしております。しかしな
がら、指令の内容につきましては、御
承知でもございまいしうが、最終の解
釈権は指令発付をした最高司令官にあ
りまして、日本政府におきましては、こ
れを自主的な責任におきまして解釈し
運用をし、最高司令官に対して責任を
負うのであります。解釈が行き過ぎ
の場合、あるいは解釈が誤つてゐる場
合には、最高司令官から即時訂正の指
令がとられるものと考えております。

「平和のこえ」につきましても、その他
一般の後継紙につきましても、大体の
ことを申し上げますと、その紙面の内
容が「アカハタ」のそれに同調し、ま
た印刷、発行、編集、配布その他の関
係におきまして、「アカハタ」の発行団
体である政治団体の構成員が多数これ
に関係してゐる。その他諸般の事情を
総合いたしまして、具体的にこれを認
定してゐるわけでございます。

○上村委員 そうすると、私は議論し
ようと思ひます。それはありますが、結
局後継紙といふことを認定するにつ
きましては、あらかじめこゝろい条件で
あるといふ具体的な標準はないこと
になる。つまりそれが後継紙であるかど
うかは、その具体的な事件の立証によ
つてきまるといふのでございませ
んか。

○吉河政府委員 抽象的には、連合国
最高司令官の両回にわたる指令に、何
がゆゑに「アカハタ」を発行停止す
るかといふことが非常に詳細に述べら
れておりました。そのラインに従いま
して、ただいま申し上げた通り「アカ
ハタ」の後継するような新聞を後継紙
と認めてゐるわけでありませう。

○上村委員 そうすれば「アカハタ」
のラインに沿うといふことが一つの條
件であるように承りましたが、そのラ
インに沿うといふことは、その新聞の
記事内容、意味内容といふのですか、
それが「アカハタ」のラインに沿つて
おれば、それでいいといふのでござ
いますか。何かほか条件があるわけ
ですか。

○吉河政府委員 先ほども申しまし
た通り、指令の内容及び印刷、発行、配
布、指令の内容及び印刷、発行、配

布、編集等の関係におきまして、「アカハタ」の発行団体である政治団体の構成員がこれに多数関與しておることを、その他諸般の事情を総合してという理由であります。

○上村委員 そのことが今非常に問題になつてゐる。「平和のこえ」と「アカハタ」との関係が、後継紙のまた後継紙、そのまた後継紙という立場にもあるような後継紙としてやつておるわけでありまして、その点はわれ／＼として、言論の自由もしくは出版の自由といふことから、そういうような理由が薄弱で行き過ぎるものであるならば、これはよほど強い意思で取締つてもらなければならぬと考へるのであります。その点はそれでやめておきます。

第二点としましては、今全国の「アカハタ」の後継紙として「平和のこえ」を中央から配つて、それを受取つただけであるのでありますが、その受取つた人たちは後継紙の発行行為をなしたるものとして起訴しております。これは常識から非常にはずれておる。新聞の発行といふものは、お上り常職で考えれば、記事を集めて印刷して一つの商品として外へ出すだけが新聞の発行でございまして、それ以後の、それを発送したとか、その発送を長野県の辺で受取つた者を、検事は発行行為をなしたるものと言つておるのです。こういう常識がどこから出たのですか。これはおそろしく何人が考へましても「平和のこえ」を受取つて、それを読者に配つたといふようなことが発行行為であるはずがないのであります。が、それを発行行為として起訴しておるということになると、これはまともな解釈で

なくて、要するに強圧をしようという目的から解釈されたものではないかと思ふのですが、その点特審局では、どういふ根拠によつて、もつて発行行為をなしたるものといふのであるか、その理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○吉河政府委員 ただいま御質問になりました起訴、不起訴の問題は、これは特別審査局の関與する問題ではございませぬ。ただ御質問になりました発行の意義でありまして、発行につきましては、編集、印刷、発送、配布を含むものといふ解釈をとつております。積極的に配布行為に参加協力したる者は、これは発行に關與したるものとして考へております。これは連合国最高司令官のたゞいま申し上げました指令の正当な解釈であると思ひます。

○上村委員 それは解釈が非常に違つておるのですが、それを議論するつもりはありません。しかしそういうことは、もとの新聞紙法とかいふ／＼な出版法規によりまして、発行と発売と頒布といふようなものはみな觀念が違つておるわけでありまして、それを「アカハタ」の場合においてのみ「アカハタ」が発行禁止になつた、あるいは「平和のこえ」が発行禁止になつたといふことで、そういう頒布、発売までも発行と見るというところは、どうしても人民が納得が行かないと思ひます。それは処罰をするのには都合のいい解釈でありまして、よろしけれども、それを発売した者、頒布した者が罪に問われる、発行が処罰されるからといふのでそれが処罰されるというところは、人民が納得が行かないと思ひます。それにはどうしてもかくしか／＼でこのことについてはそ

れも発行になるのだという特別の理由といふものがなければならぬと思ひます。その特別の理由と解釈をお聞かせ願ひたい。

○吉河政府委員 私どもが発行の解釈に配布行為を入れたのも、連合国最高司令官の指令自体に徴して明らかに正当な理由がある。新聞紙法または出版法にいう非常に狭い意味の発行といふ解釈では、指令を適正に解釈することができないという立場からであります。

○上村委員 「アカハタ」の後継紙である「平和のこえ」の罰せられてゐる條文は占領目的阻害行為処罰令であるわけですが、これは昨年の十月三十一日に政令三百二十五号として出ております。それで有罪の行為をやつたということにして、指令をそのまま持つて行かうとするのでありますが、最高司令官の指令そのものでやる場合には、それはどんなことがやられてもしかたがないといふふうな解釈になるかもしれませんが、いやくしく日本政府によつてその趣旨を体してつくられた法律であるいは政令であつて、そういうふうな理由なく飛躍することは、この政令自体からいつてもできないと思ひます。この政令を政令として解釈するに、発行行為をしたものは指令違反になる、こういうことはいいのです。発行行為でないものを発行行為に入れて、占領目的阻害行為に入れようとすることは、どうしても政令三百二十五号に入らないと思ひます。この点特審局ではどういふ理由で入れられたか。

○吉河政府委員 政令三百二十五号は指令の趣旨に反する行為を禁止しております。ただいま申しした通り、指令の趣旨として、発行行為の一部として配布行為を禁止しているものと考へております。

○上村委員 そうすると、この政令は日本政府の制定した政令ですね。その政令の中に、常識には許されたりいふるすることがあつては許されたりと思ひます。それで指令の趣旨に反するといふ文句はいいのですけれども、その指令は発行停止をした指令で、その指令の趣旨に反しない、発行行為にならぬものをいふ／＼なことをし、しかもそれを今度は飛び越えて発行するだけになしに――その趣旨を徹底するとしてそれを禁止するといふように飛躍したものを罰するといふように飛躍してゐる、これはどうしても政令三百二十五号の趣旨にも反してゐるのです。その点を特審局ではどういふふうにお考へになつておるか。

○吉河政府委員 ただいま申し上げました通り、指令で禁止されておるものは配布行為を含むものと解釈しております。

権利は、干渉を受けないで自己の意見をいふ自由並びに、あらゆる手段によつて且つ國境にかかわらず、情報及び思想を求め、受け且つ伝える自由を含む」という規定があるようでありませぬ。第二條の第二項には、「なお、個人の属する國又は地域が独立地域である、信託統治地域である、非自治地域である、その他の何らかの主権制限の下にあると問はず、その國又は地域の政治上、管轄上又は國際上の地位に基くいかなる差別も設けてはならない」といふ規定があるようであります。なお日本國憲法の第二十一條にも、出版あるいは思想の自由というやうなことが保障されておるようであります。が、どういふふうにと打出された、同時にまた世界中の大きな新しい行き方によつて裏づけられた、そしてその一端として日本國憲法にも基本的人權の保障といふことが打出された、こういう事柄をそのまま主張するそのまゝ行つて、これが占領政策に違反するといふやうなことは、少くとも論理的には成り立たないやうに思ひます。であります。この点について特審局長の御意見を承つておきたい。

○吉川政府委員 ただいま御質問になりました世界人權宣言における基本的人權の規定につきましては、宣言的なものとしてきつめてごもつともなものと考へております。しかしながら基本的人權、特に言論、表現の自由と申しまして、絶対無制限なものではない、公共の福祉のためには制限されることもやむを得ないものと考へております。また連合國最高司令官の發せられた先ほどの指令は、まさにこの

○加藤(充)委員 関連して一言お伺ひしたいと思ひますが、世界人權宣言の十九條には「何人も、意見及び發表の自由を享有する權利を有する。この

公共の福祉を保持するために発せられた指令と解釈いたしております。

○加藤(充)委員 そちらと、特審局長の方では、「平和の声」あるいは「先日「労働者」「新青年新聞」

「平和婦人しんぶん」「祖国と学問のために」というものの四種類の新聞が禁断処分されたのであります。が、先ほどの御答弁によりますれば、それは公共の福祉という一般的な立場、一般的な理論前提、そういうものに立つての禁断ではなくして、占領政策に違反する、ないしは有害の行為として、そしてそれを代表的に出しているものとして、マツカサー元帥の書籍にその原因を発するものではない、という御説明であつたのであります。が、今の御話とは筋道が違つたように私は拜聴したのですが、いかがなものでしょうか。

○吉河政府委員 連合国の最高司令官の指令は、公共の福祉と矛盾するものではない。連合国最高司令官の発せられる指令は、ボツダム宣言をわが国に履行せんがために発せられるものと解釈しております。これはまたひるがえつてわが国内の公共の福祉を維持増進するための指令であると解釈しております。

○加藤(充)委員 そこで最後に一つお尋ねいたしますが、マツカサー元帥がこのたび罷免に相なりましてアメリカに帰られたよりであります。その国会内における、あるいはアメリカ国内における賛否両論のそれ／＼の立場に立ちました論争、立論の立場が新聞その他の報道機関によつて散見されるのであります。中にはひどい言葉で応酬しているようでありますが、罷免

になつた理由をマツカサー元帥個人が知らなくても、世界は罷免しななければならないかつた、罷免すべき理由を世界のすべての人には知つておるといううなことでトルーマン大統領が応酬してゐるようであります。すなわち戦争拡大の方針をとつたということ、それからはなはだしきに至つては、明らかに訓令違反をやつたのだというよりなことまで新聞に報道されておるのであります。そうしますと、ここにたまたまGHQあるいは最高司令官としての地位にあつた人々の個人的な考え方によつて出たものは、罷免されなければならぬという、世界の——日本だけじゃありません、世界の公共の福祉、それは平和とか自由とかいうことにはありまして、そういうことのために必ずしも一致してないんだということとをトルーマン大統領は認定されたのではないかと思ふのであります。特審局長の先ほどの御答弁は、私には了解しがたいところを多々残すのであります。その点を承りたいと思ひます。

○吉河政府委員 マツカサー元帥が米国内にお歸りになつて、米国の国会でいろいろと陳述し論争されておることについてのお話であります。それは私どもも関知しないこととござい

○安部委員長 司法書士法改正に関する件を議題といたします。本件につきましては、去る三月二十七日の本委員会において一応の成案を決定した案に對しまして、さらに慎重審議の結果、去る五月二十一日の本委員会において、各派共同の修正意見が提出され、関係方面との折衝に入つたのでありま

すが、今般諸般の手續を完了いたしました。この修正意見を採用し立案されたのが、お手元に配付してあります司法書士法の一部を改正する法律案であります。本件につきまして御質疑または御意見の御開陳はありますか。御質疑がなければ、この際お諮りいたします。本案を本委員会の成案と決定し、これを本委員会提出の法律案と決するに御異議ありませんか。

○安部委員長 御異議なければさう決定いたします。

○安部委員長 ただいま田中警視總監がおいでになつておりますから、通告の順序によつて發言を許します。猪俣浩三君。

○猪俣委員 警視總監にお尋ねいたします。実はこれは平林たい子という小説家の「地底の歌」という小説にシンボライズされております。なおまた読売新聞が、相当具体的な事実をあげて報道しております。これは一新宿の問題のみならず、近ごろ青少年の風紀の類及暴力を伴う残忍なる犯罪が激増いたしております現状におきまして、こういう新宿の存在というものは相当影響力を持つておる。そこで私は警視總監に徹底的な肅正をしていただきたいというために質問を申し上げたいと思ふのであります。どうか率直なる事実の報告と、これを肅正すべき確固たる方針とを御説明願ひたいと存するのであります。

まず第一に、この新宿の問題として考慮すべきことは、風紀の問題及び暴力団の横行の問題、そしてこれが乱れる根本原因として、いわゆる警察ボ

スの存在、こういうものにつきましてお尋ねしたいと思ふ。これは新宿のみに限らず、盛り場においては各種共通の事情があるかと思ひますので、私もは新宿をその見本としてお聞きしたいと存するのであります。そこでこの新宿の繁華街におきます飲食店、あるいは特殊飲食店の許可あるいは認可というものは、どういう方法で、いかなるところで決定されておるものであつか、これをひとつ明らかにしてほしいと思ひます。

○田中参考人 お答え申し上げます。都下における盛り場は新宿、澁谷、池袋、浅草、上野、銀座、大崎、その他戦災後に復興いたしました各地の盛り場、もしくはこれに準じたようなところが最近多数できて参りまして、これにつきましては警視庁といたしまして、犯罪予防の点から、あるいは風紀の維持の点から、今お示しの暴力団等が横行せざるやうな、明らかな盛り場をできるだけ建設したい、かような関係からいろいろ努力をいたしておるものであります。ただ一言お断り申し上げます。たゞ一言お断り申し上げます。盛り場取締りにおきます警察の責任、いわゆる責任の問題でございますが、犯罪予防でございますとか、あるいは風紀の問題であるとか、そういう問題につきましては、警察といたしましては積極的な肅正の道があるのをごい

ます。ただ盛り場は、御承知のようにならざる盛り場でございます。いろいろ／＼な業態がここに山積集まいたします関係上、ひとり警察の権限のみでは、これが肅正明瞭化はなかなか不可能でございます。いわゆる関係の諸官庁並びに官公衛、こうしたところ

が総合的にこういう方面に御協力をお願いしまして、警察としての担任部面は警察としていたします。都市の外観であるとかあるいはまた衛生の関係でございますとか、あるいはそのほか業態の許可等は他の官庁に属するやうなところもござい

ます。この関係の官公衛が相互に協力をいたしまして、同一目的に向つて手を組んで肅正に乗り出しませんと、ただ警察独力をもつていたしましては不可能なものでございます。そこでさしたつて今お話のございました新宿の問題でございますが、風紀の点あるいは暴力団の横行というやうな点の情報は、またいろいろ輿論の関係もござい

ますので、警察といたしましては、過去におきましても相当力を入れて、風紀の維持並びに教次のいわゆる暴力団狩りを実施いたしました。現に千数百名の町のだにいまするか、そうした詐欺、恐喝常習犯を捕獲いたしました。いわゆる良民を苦しめるやうな、かかる徒輩の横行を防止いたしているやうな状況でございます。新宿の風紀の点につきましては、いろいろの点から、まだ今後十分に業者の自覚、反省を待ち、また新宿を中心とする業界の人々の協力または職者の御援助等により、また官公衛の御協力によりまして、風紀維持につきましては今後最も善い努力をいたしまして、明らかな盛り場を実現いたすべく努力をいたしたいと考えております。

がてまた再び出て来るというのが今までの例でございますので、関係者の御協力によりまして、この暴力団の横行をできるだけ防止いたしたい、かように考えております。

それから飲食店の許可でございますが、いわゆる軽飲食店のごときものは、別に許可が必要ございませんで、届出等によつてこれを行ふことができますのであります。それから特飲の許可につきましては、これは風俗営業取締法の規定によりまして、現在公安委員会におきまして許可をいたしておるのではありません。風紀維持の問題からいたしまして、こうした業態があるということとは、まことに遺憾なことでございますが、現在の状況といたしまして、全然これを禁止するということも、いろいろの点から考えさせられる問題でございますので、現在といたしましては、これらの特殊喫茶店の業者の組合等を通じて、その営業を行ふ上において、極力自粛自戒をいたさせまして、風紀の紊乱等の行為のないように、厳重なる注意をいたしまして現在やらせておるのでございます。

○猪俣委員 そうすると、軽飲食店については届出だけでよろしいし、それから特殊飲食店につきましては、結局どういう機関によつてこれが許可されるのであります。風俗営業取締法による公安委員会ですか。実際上どういう機関が相談の上で許可するの、あるいは警察だけでやるのであるか、あるいは区役所あるいは保健所というふうなものがあるのか。特飲を許可する、あるいは許可しないということとは、どういう機関でやられるのであるか、それを承りたい。

○田中参考人 現在風俗営業としていろいろの問題がございますが、旅館営業につきましては、これは東京都知事の権限に属しております。それからいわゆる軽飲食店というふうなものは、一応届出によつて営業ができるのであります。それから主として風紀取締りを伴ういわゆる貸席等は、公安委員会において許可をいたすことに相なっております。それから今お話の特殊飲食店と申しますか、そうしたもの、やはり主として風紀の取締りを重点に置くものでありますので、これは公安委員会の方においてこれを取扱つておると私は思つております。もし違つておりましたら、後ほど訂正させていただきます。

○猪俣委員 区役所とか保健所とかいうものは、これには関知しておらぬのですか、関知しておるのですか。

○田中参考人 たとえば婦女子の衛生の検査の問題でありますとか、そうした問題につきましては、やはり保健所も関係し、また主として飲食店の関係、いわゆる飲んだり食つたりするところ、あるいは保健衛生の点から、やはり保健所等もこれに関與いたしております。

○猪俣委員 新宿あたりの実際は、私の聞くとところによれば、区役所と保健所と大体きめてしまつて、最後に警察へたがそれをちよつと報告するだけで、警察でもほとんど首肯を押してしまふ、だから前に非常にいかがわしいことをやつて、いろいろ警察のお世話になつたような連中も、あまりよく審査せずして許可されるというふうな実情であると聞いておりますが、そんなふうになつておるのじやないのですか。

○田中参考人 お答えいたします。新しい警察制度によりまして、警察署長が営業を許可するというのは、現在はないのでございます。また警視總監が営業の許可をするというの、現在の制度ではないのでございます。もちろん、たとえば風紀取締りを伴う業態の営業の許可につきましては、公安委員会が許可いたしますのであります。願書等は警察署を経由して、必要な調査事項を記入いたしまして、これが本庁に送付せられ、本庁においてさらにこれを公安委員会に提出いたしまして、公安委員会においてこれを許可する、かような建前になっております。ただこの場合に、もちろん保健衛生の設備の関係等も十分に許可の考慮に入ればなりませんので、必要によりまして保健所等に横の連絡をとりまして、保健所長等の意見を徴しまして、許可さしつかえないものであるかどうかといふことも十分にその意見を参照いたしまして、許可を與えておるような状況でございます。また逆に保健所において許可されるような問題につきましても、風紀上警察的な立場からいかなる考えを持つておるかというふうな場合において、保健所から警察署の意見を聴取されるような場合もございまして、保健所、警察署等は、大体におきまして横の連絡をとりながら、現在事業を措置いたしております。

○猪俣委員 これは要望であります。が、そういう許可をなさる際に、警察におきましては、前科者のような、そういう風紀犯を犯しておしかりを受けたような者に対して許可を與えるというふうなことをなさるるに、十分

研究調査の上許可するように、特別の御配慮をお願いしたいと思ふのであります。どうもわれ／＼の聞くとところによれば、それらがみんなボスになつてしまつて、警察を策動中のものにして、それらの一派がみなこういう飲食店なんかの権利をよつて営業をやるというふうなことが行われておると聞くのであります。さういふ状態では、何ぼ彼らを集めて説教なすつても矯正ができません。悪いやつは／＼これを素正して、正しい者を許可するように、特別な横の連絡、縦の連絡のもとに、警察としても御考慮をお願いしたいと思ふのであります。

それから新宿へ行つて来た人ほとんど万人が言うのであります。喫茶店の前なり何なり、お客さんをみなひつぱる、／＼として白晝堂々として、お客さんをひつぱり込んで、そこで風紀を乱すといふことが行われておるけれども、警察は少しも取締つておらぬといふやうなことを聞くのであります。警視總監はそういう実情を御認定になのか、ならぬのかお聞きいたします。

○田中参考人 ただいま婦女子の街頭における客引行為の取締りにつきましての御意見でございますが、もちろん客引行為につきましては、交通取締りの見地から、また風紀維持の見地から厳にこれを戒めて、取締りをいたしておるやうな状況でございます。先般も、新聞で御承知かと思ひますが、一週間はど前にもすでに提攜署におきまして、こうした街頭における婦女子の客引行為につきましては、これを多数検挙いたしました。ことに売春行為を目的とした客引行為につきましては、

厳重に取締りをいたしております。また過去におきまして、教次の取締りを実施いたしましたのであります。ただやはりお互いに競争のあまり、あるいは街頭に進出したしまして、客引行為をする者もまだ／＼ございますので、この点につきましては、さらにひとつ嚴重に、ひとりこれは提攜の問題ではございません、他の盛り場等においても同様な行為があるかと考えておりますので、これらの行為につきましては、今後警視庁といたしましては、嚴重に取締りをいたしたい、かように考えております。

○猪俣委員 首脳部においてはさうなお考えでありましようけれども、實際問題としてあまり行われぬ。その原因は第一線に働いておられます刑事連中が、こういう飲食店へ行つて飲み食いをただでやる、これはほとんど長売新聞の報ずるところによりまして、さういふ実例が出ておるのであります。これはほとんど公然の秘密のやうである。そういう第一線に働いておられます刑事連中が、飲食店へ行つて、さういふただの飲み食いをやつて、そこに情実関係が出て、取締りが徹底せぬといふことが、これはほとんど公然の秘密じやないかと考えるのであります。こういう刑事連中に対して、警視總監はどういうふうな訓令を與え、どういふ取締りをなさつておるかを承りたいのであります。

○田中参考人 ただいまお話のやうな警察官のいわゆる無銭飲食と申しますか、こうしたことが過去におきましてあつたのでございまして、この点につきましては、私も事実として発見

五

出どころ等につきましては、別にいま
わしといふところから入手したこともござ
いせんし全部正しい自分の金によつ
て建築されたということが判明いたし
ておりますので、この点は御了承願ひ
たいと思ひます。その他いろ／＼淀橋
署員のことにつきまして書かれておつ
たのでありますが、しからばだがど
ういうことをやつたかといふことにづ
きましては、これはそこまで調べてお
りません。先ほど冒頭に申し述べまし
て、こゝで、警察官の再教育をした

者はだれだ」といふことまでは調べておりませんが、私はその淀橋署員が絶対に無銭飲食したことはございませんとはお答えしないのであります。過去におきましてあるいは不心得な警察官がおりまして、あるいはそうしたことがあつたかも知れません。今後先ほど冒頭に申し述べましたごとくに、警察官が業者のところへ行つて無銭飲食するといふことは何としても服務紀律違反になることは事実でございますので、警察の威信保持の上からも、こうしたことは絶対に戒めて行かねばならぬと考えております。この点につきましては今後十分戒めて行きたいと考えております。

○猪俣委員　最後に、実は読売新聞が三月三十日の記事に、警視總監に対しますところの新宿廳正に関する質問六十四項を提示しておるのであります。中にはたとへば淀橋署に対して告

訴件数が二百三十件あるにかかわらず、ほとんどこれを取上げておらぬ。そして被害者は従属はだめだからというので早稲田警察署に訴えて出るようになったというような質問書がある。その他詳細にわたつて質問されておりました。私もこの答えを聞きたいと思つておつたのであります。しかるに警視總監は回答の要なしとしてお断りになつた。今一つこの條項にわたつてお尋ねすることは省略いたしましたけれども、天下の新聞に発表されたのであります。やはり新宿の暴行しておるという事は、ほとんど公然の事実である。これに對しまして、新聞社がその調査に基きましては、警察の名義のために、またわれ／＼大衆の安心のために適切な答えがほしいかつたのであります。どういふ事情で回答の要なしという事に相なつたのであります。お聞かせ願ひたいと思つたのであります。

○田中参事 読売新聞社から警視總監あてに六十四項目の質問が提出されたことも事実であります。私の方もこれにつきましている／＼考慮いたしまして、本庁において、部長會議にかゝり、あるいは公安委員会にもかゝり、いろいろ御協議申し上げたのであります。警視總監として、この六十四項目の小さな事柄について一々お答えするの、形式の上から言ひましてはどうも不適当である。むしろ警視總監としては、これらの事柄全体につきまして所信を披露して、今後の取締り方針等につきまして、建設的にお答えを申し上げたい、かようなことを交渉いたしておつたのであります。どうも形式

論と申しますか、答へる形式、方法等につきましても意見の相違を來しまして、結局あつた結果になつたのでございまして、われ／＼としましては、決して六十四項目に對しまして絶対に答へない、こゝろではないのであります。お答えはしたいけれども、むしろ建設的に總括的に今後の方針その他についてはつきり説明をいたしたい、かようなことを申し上げたのであります。結局兩者におきまして意見の相違を來しまして、残念ながらまだお答えしないうちに、結局問答無用という事になつてしまつたわけなのであります。われ／＼としては、決して問答無用という当時の意思ではないのであります。できるだけお答えもいたしたい、警視庁の立場も鮮明にいたしたい、かような熱意に燃えておつた次第であります。

○警視總監 私はこまかいことの質問は省略いたしますが、淀橋警察署の志氣が弛緩している、新宿における風紀の取締り、あるいは暴力の横行等に対しまして真正が不行届きであつたということを一抽象論であります。大体において警視總監は認めになるのか、ならぬのか。もしそういうことはなかつたということになれば、これから努力する必要も何もないことである。警長初め、刑事連に至るまで、この新宿の風紀取締り及び暴力的悪行の横行に對しまして遺憾な点があつたのであるか、ないのであるか、それをお答え願ひます。

○田中参事 淀橋署の取締りの方針でございますが、これにつきましては、常に本庁の指示によつて取締りをして、また警長独自の考えから再三再四

取締りをいたしておつたのであります。しかしながら、先般の新聞紙にあるがごとくに、取締りが不徹底である、かような御批判を受けたのであります。もしかような御批判を受けたら、いたしたならば、私はまだあるいは不徹底の点があるかと考えております。警察は最善の努力をいたしたとしても、なおかつ民衆から、お前の取締りは不徹底だと言われたときには、やはりその民衆の輿論というものを尊重いたしまして、警察といたしまして十分反省して、さらに徹底した取締りをすべきであるかと考えております。

たゞ過去におきます淀橋警察の取締りにつきまして、私も認めていたしましては、まず本庁の指令通りにやつておつたものと考へておりました。また淀橋警察署自体といたしまして、相当努力はいたしておつたものと私も認めておるのであります。しかし外部からのそうした御批判があるといふことは、それならば、私ももたらひにひつたり以上に、風の取締り方針を徹底して行わせるように指導して行きたい、かように考へております。

○警視總監 總監が責任上さうにお答えなさることも無理からぬと思ひますが、追究はいたしません。しかし新宿の暴行しておることは、いかにあなたが申されても、これは嚴たる事実であり、これに對して警察がはなはだゆるふんであつたことも、ほとんど周知の事実であります。しかし總監の立場からいふなりそれをお認めなさることとも困難かと思ひますので、私はこれで遠慮いたしますけれども、これは相当地の材料になり、新聞の記事になり、しかもほとんど新宿へ行つた人た

ちが、衆口一致しておる事実でありまして、いかに警察がこれを否認いたしたとしても、争うことのできない事実であります。こゝろがわくは、どうぞ決定的にこの風紀を取締り、そしてゆすり、たかりが新宿から消え去るやうに、これは先ほど總監も申されたやうに、警察のみの力ではいかぬと思つて、その他の官庁の協力あるいはまた一般民衆の協力もあつて必要だと思ひますが、警察が率先してこの態勢を示す、警視總監が率先してこの態勢を示すならば、おのずからそこに協力が生れて來ると存するので、どうぞ一段の御努力をお願いしたい。なおまた新宿のみならず、浅草その他の盛り場におきましても、これら風紀が青少年に及ぼす影響というものは實に懸念するものがある。であります。私も若く子供をたくさん持つておりました。心にたえない点があるのであります。これは彈圧だけではもろろいけなかつた存じますが、まず警察官が率先して立ち上るということが重要問題だと考へますので、邦家百年のために御健闘を祈りたいと存じます。

○田中参事 ただいま警視總監からたいへん建設的なけつこうな御意見がございまして、私もまことにありがたう御意見を拜聴いたしたのであります。現在東京都下におきます盛り場の取締り状況につきましては、私個人といたしまして、必ずしも完璧を期してはいるとは毛頭考へておりません。まだ不十分な点が多々あるかと考へております。これらにつきましては、今後また関係方面の十分なる御協力を得まして、十分に輿論を尊重いたしまして、明朗な盛り場を実現すべく最善の努力をいたしたい、かように考へてい

次第であります。

○世耕委員 簡単に二、三警視總監にお尋ねいたします。第一点は、最近人権の擁護がやかましく叫ばれている折柄、別の面におきまして、か弱い子供を道連れにして一家心中というものが、ほとんど毎日のやうに記事になつて現われて來るのであります。その心中せる原因等について何か警視庁は研究されたかどうか、またそれに対する対策等を考へたかどうかという点。なおこれに関連してたとえば生活相談所とか、人事相談所というやうな、人命保護とか、あるいは人権擁護とかいふ方面に積極的に何か働きかけがあるかどうか、この点をまず最初に伺つてみたいと思ひます。

○田中参事 最近の新聞紙上における一家心中の記事は、まことに私も暗鬱たる思ひがいたすのでございませう。東京都内における一家心中の原因は、新聞にも報道されております。ことに、主として失業あるいは商売の失敗、並びに家計不如意あるいは本人が病弱でとうてい一家の生計を立てて行く見通しがつかない、かような点から前途を悲観いたしまして、罪のないか弱い子供を道連れにして一家心中をいたすのであります。現在警察署におきましては、いわゆる生活及び人事の相談所というものを設けて、こうした思いあまつた方々、煩悶を持つた方々に對しては、係りのものが親身になつてできるだけお世話を申し上げておる次第でございます。ただ家計不如意、その他生活困難という点につきましては、これはひとり生活相談、人事相談だけでなくして、やはりこれらに對

○世耕委員 お説のうちに、結局生活

一向に影を失わない。ことに最近に於いても凶悪な犯罪が新宿方面で起つたということが新聞をにぎわしておりますが、こういう点に關しまして何か対策をお持ちでありますか。あるいは警察の手が足りないから自然そういうふうな結果を生むのであるかどうか、この点についてお伺いいたします。

それから凶悪犯罪が跡をたたない
先般も淀橋管内におきまして女中さん
が惨殺されたのでございますが、最近
におきましては、劇合に凶悪犯罪とい
うものはやや下火になつておつたので
あります。突然またこうした犯罪が
起つたのであります。まことに申訳
ないことであります。ただ警視庁とい
たしましては、結局凶悪犯罪は、凶悪

検査に集中いたしましたして、二週間なり、二十日なり、一月なりぶつ續けでこれに従事いたしましたのであります。この期間中に、幸いにしまして、他府県の下において行われました凶悪犯の犯人が相当あがつておりまして、そして再び犯罪を敢行せんとする一歩手前にお

という一歩手前において逮捕した、といふのは、かの県で良民を惨殺して、暫く内において一仕事しようというやささきにつかまつたという例もしばしばございまして、まず凶悪犯を行うと思わゆるようないわゆる前科者に対しては、は、相当注意をいたしまして、検査期間、検査月間等を通じてこれを逮捕する。それから絶えず上野の地下溝

○世耕委員 最近の犯罪の傾向を見ますと、前科者よりも、むしろ不良性を帯びた者の初犯者に凶悪犯罪が多く、牽引されるように思うが、統計上の関係は、どういふふうになっているかということをお聞きしたい。

施設による犯人の逮捕状況というより、なにかについて、何か進歩的な構想なり、あるいは実施をされておりますか。

○田中参考人 前段の凶悪犯は、最近におきましては、中には不良性を持つた青少年が相当ございます。これに引きましては、ただ普通の強力犯的な面ばかりだけではなくて、せいぜい絞みだけでは十分でございませんで、いわゆる少年警察の手によりましてこれが補導に万全を期しておる次第であります。しかしながら、中には知能犯者の中で、とても考えられぬような

それが、警察施設の実現であり、それが、現在警視庁におきましては、国警と十分に連絡をとりまして、なるべく機械化に重点を置きまして、あるいはまた無線自動車による警邏あるいはまた街頭における警察電話を設置いたしました、犯罪をただちに通知させる。その他

のはか機動力の強化のために自動車を購入いたしました。これによって警察人員を合理的に転換配置いたしました。警察活動に便ならしめる。そのほかいろいろいたしております。また犯罪検査につきましては鑑識施設を十分

に拡充いたしました。現在アメリカ等に、このために特にニューヨークの警察その他非常に設備の優秀なる警察署の鑑識施設等を实地に視察させ、その長所を取入れまして、現在着々そうした施設の拡充に努力をいたしておるような次第でございます。

○世耕委員 警察行政の機械化ということは御説明によつて大體了承いたしました。たとえば犯罪捜査の面におけるところの自動車の活用等につきま

してどうも上役の方は自動車が斷斷
されているが、ほんとうに大事な現場
の檢察にあつて十分な活動性がない
というふうにも聞いておるのですが、
そういう方面の予算はどういうふう
に考へられておるか。この刑事活動に
ける機械化ということが犯罪捜査の上
に非常な敏活さを現わすものと思
うが、この点について特に留意して

○田中参事 犯罪現場における刑事活動でございますが、この点につきましては、監視庁としたしては、まあ十分に施設が完備いたしております。最近ようやく犯罪現場に鑑識自動車というものを設けて、その中に無線装置、それから鑑識施設の一切の設備、その他必要な施設を備えまして鑑識自動車というものをただいま運

當いたしてあります。私の急願といいたしますところは、まだ実現いたしてありませんが、少くも刑事活動に便ならしむるためには、まず刑事を一定の場所に集団的に住居せしめる。なるべし本庁に近い所にいわゆる待機寮を設けまして、そこに刑事が集団的に住居いたしてあります、いざというときにはただちにそこから飛び出せるということです。それがためにはやはり何といたしますか、

でも今刑事が電車に乗つたりあるいは省線にぶら下つて行くようでは、とうとうい急速なる檢拳ということとはむずかしいのでありまして、何としても小型の自動車等を十分に備えまして、二人か三人現場に飛び出せばいいのでありますから、刑事自体が小型自動車を運転してただちに現場に向うというふうな措置ができれば非常にけっこうで

あるうと思ひます。またそこまで行かなくとも、進駐軍でよくやりまするモーター・プールでも置きまして、チケットによつてだれにだれでもそのモーター・プールから自動車をつつぱり出して現場に行かれるというようなことが必要ではないかと考えております。

なお科学的捜査の研究につきましては、すでに私の方の景山鑑識課長は昨年米国に渡りまして、実際に自分で鑑識施設を研究いたしております。なおそれをなるべく予算化して実現する上り努力いたしております。そのほかまた近く私の方の刑事部長もアメリカに参りまして、あちらの防犯施設の粹を十分に研究いたしまして、これを取入れるべく着々準備を進めておるような次第でございます。なお犯罪発生の原因調査につきましては、やはり刑事部にそれに相当する課、係がございます。して、いろいろ調査について統計資料を集めまして、いろいろ研究をいたしております。ときに雑誌その他についてこれを発表はいたしておりますけれども、小規模ではございますが、こうした調査もいたしております。

○世耕委員 それでは最後に申し上げたいと思ひますが、結局警察行政の使命は犯人の逮捕ということよりも防犯が主でなくやならぬと私は思ふ。ところが防犯に対する対策が非常に日本では遅れてはせぬか、こういう点が考えられるのであります。私はかつて中支に遊んだことがありますが、あそこには三、四十万人の人口があつたと思ひますが、四年に一べんくらい強盗殺人があるとかいうふうなことで、もしそういふようなことがあつたらたい

へんな国内の問題になると言つて聞かされたことがあるのであります。さういふことを考えてみますと、文化国家に強盗犯があるというのにはあり得べきことじやない。殺人犯なんというのにはあり得べきことじやない。ところが依然としてその跡を絶たないといふことは、これはどうしても帝都における治安の確保なり、われわれの生命財産を確保してもらわなければならぬ。幸いに田中警視總監は非常に各方面にわたつて御努力してくださることは、私どもは陰ながら喜んでおるものであります。けれども、ひとつこの合理的な計画を立てて、都民の不安を一掃する上り御努力が願ひたい。警察の機械化といふことは必要であるが、これも長く述べられておるのだが一向に具体化していないようであります。ぜひこれを具体化する上りお願いいたしたいと思ふのであります。

なお先ほど申しましたが、生活相談、人事相談という上りなことも、警視庁にすわつておつて相談を受けるというのじやなしに、何か積極的な方法が考えられるべきだと私は思ふのであります。こういう上りな点に關しまして、新しい行き方としてお進み願ひたいといふことをお願いして、私の質問を終ります。

○田中参事人 ただいまの御意見とこにありがたく拜聴いたす次第でございます。なお防犯につきましては、警視庁といたしましては格段の努力をいたしております。それがために防犯部という部並びに防犯課という課まで特に設けまして、一般都民の防犯施設に対する御協力をいろいろとお願ひ申し上げておる次第でございます。今後

も十分努力をいたしたいと考えておりますので、ひとつ何分の御協力をお願いいたしたいと考えております。

なお生活相談、人事相談につきましても、役所できなくして、どこか百貨店とかさういふ所へ進出していろいろこれを実施いたしたいと計画をしておるのでございますが、まだそこまで行つておりませんので、これも十分の御意見を取入れまして、將來考えてみたいと思つております。

○安部委員長 次に前回に引続き請願の審査を行うことといたします。請願日程中第一、第二、及び第五の審査は一応終つておりますので、今日は日程第三、第四、第六及び第八より審査を行います。なお請願の審査につきましては、紹介議員のお見えになつておるものにつきましてはその紹介説明を聴取し、政府の御所見をただすことといたしまして、他のものにつきましてはただちに政府の所見を聴取することにいたしたいと存じます。さう御了承をお願いいたします。

それではまず日程第七及び第八の審査を行います。日程第七は、古川拘置支所庁舎及び拘禁場改築の請願（第八四九号）。請願者、宮城県古川市長、佐々木稜治。紹介議員、安部俊吾。本請願の要旨は、宮城県古川市所在の宮城刑務所古川拘置支所は、仙台地方検察庁古川支部及び古川区検察庁及び仙台地方裁判所古川支部並びに古川簡易裁判所の管轄する古川市を初め、大崎五郡すなわち志田郡、遠田郡、栗原郡、加美郡のほか、登米郡の一部地内で、犯罪を犯した者の取調べ中の被害者または裁判中の被告人を、現在一日

平均六十名前後收容している。この建物は建設以来六十年以上を経過した腐朽の建造物で、強悪な犯罪人を收容拘禁しておくことができず、また拘禁者の保健衛生上から見てもきわめて悪いから、古川拘置支所の改築を實現されたいといふのであります。政府の御意見を求めます。

○野本政府委員 ただいまの請願について意見を申し述べます。未決拘置者の人権を保護し、同時に刑事訴訟法の完全な遂行をはかるために、当局におきましてはかねてから拘置所の拡充整備に努めているのであります。古川拘置所もこの線に沿ひ、昭和二十六年に計上し、これが改築工事に着手することになつておりますから、さう御了承をお願いいたします。

○安部委員長 日程第八は、角田町に簡易裁判所設置の請願（第一〇七〇号）。請願者宮城県伊具郡角田町長、佐藤聰平。紹介議員安部俊吾、庄司一郎君。本請願の要旨は、簡易裁判所は、宮城県では東北地方に七箇所設置されたにもかかわらず、奥南地方では柴田郡大河原町に一箇所設置されたのみである。伊具郡は交通不便で、関係村民が裁判所関係用件で大河原町まで行くためには、早朝から夕刻まで終日要し、用件によつては数日を要するたため、伊具郡村民は大なる迷惑をこうむつてゐる。ついでには、伊具郡の中心地である角田町に簡易裁判所を設置されたいといふのであります。この日程に關しまして政府の御意見の開陳をお願いいたします。

○野本政府委員 ただいまお申し述べになりました角田町簡易裁判所設置方

請願の御趣旨は十分了解いたしました。簡易裁判所は直接社会の秩序維持に任ずる第一線の機関でありまして、政府といたしましてでもできるだけ多くの土地にこれを設置すべく努力しておるのであります。が、財政の關係等から、この實現は思うにまかせない状況にあるのであります。角田町に簡易裁判所設置方請願は、去る第七国会衆議院において採択されたのであります。その後調査の結果土地の状況も判明いたしましたので、最高裁判所とも協議いたしまして、事情の許す限りなるべく御希望に沿うよう努力いたしたいと存じますから、さう御承知をお願いいたします。

○安部委員長 ただいまの日程に關して、裁判所側より御意見の開陳あります。か。

○桑原最高裁判所説明員 角田町に簡易裁判所設置の請願に關しましては、ただいま法務府からも御説明がございましたように、裁判所といたしましては請願の趣旨は十分了解いたしたわけでありまして、簡易裁判所の設置の必要なることは最高裁判所も認めておるわけでありまして、ただいま最高裁判所において全国から設置の請願なり陳情なりを受けております箇所が約五十箇所を越えております。最高裁判所において、でき得る限り国民の御要望に沿ひたいと考えておるわけでございます。なお諸般の事情を十分研究いたしまして適當な処置をとりたいと考えておる次第でございます。

○安部委員長 御質疑はございませんか。

○安部委員長 質疑はないようござ
いますから、次に日程第三、大西正男
君外二名紹介。第四、伊藤一君紹
介。第六、長野廣君紹介。及び日程
第九、林好次君紹介。第一〇、川野芳
満君紹介。第一一、玉置信一君紹介。
第二二、足鹿寛君紹介。第二三、山口
好一君外一名紹介。第一四、上村進君
紹介。以上九項の日程に關しまして政
府の御意見を求めます。

○野本府委員 赤岡区檢察庁庁舎新
築の請願について意見を述べます。赤
岡区檢察庁庁舎新築の件は、昭和二十
六年度予算で大蔵省當局と折衝いた
し、當時敷地未定のため同年度予算に
計上しなかつたもので、昭和二十七年
度におきましては考慮したい意向であ
りますから、さう御了承を願いたい
と存じます。

次に弟子屈町に區檢察庁及び簡易裁
判所設置の請願について申し述べま
す。ただいまお申し述べになりました
北海道上郡弟子屈町に簡易裁判所及
び區檢察庁設置方の請願の趣旨は十分
了解いたしました。簡易裁判所及び區
檢察庁は、現在全国に五百六十五箇所
が設置されておるのでありますが、
その数は必ずしも十分とは申しま
せん、全国の各地からその設置方
につき請願や陳情のありましたのは数
十箇所にとどまっておりますが、
現下の国家財政事情等から、その設置
は思ひにまかせない現状にあるのであ
ります。今回請願のありました北海道
弟子屈町に區檢察庁及び簡易裁判所設
置のことにつきましてはすでに調査を
いたし、土地の状況も判明いたしまし
たが、ただいま申し上げたような事情
もあり、他地方との権衡の問題もあり

ますので、最高裁判所とも協議いたし
まして、なお十分研究したいと存
じますからさう御承知をお願いいた
します。

次に佐川町に簡易裁判所及び區檢察
庁等設置の請願について申し述べま
す。高知県高岡郡佐川町に簡易裁判所及び
區檢察庁設置方の請願の趣旨は十分了解
いたしました。簡易裁判所及び區檢察
庁は社会秩序の維持にあたる第一線の
国家機関でありまして、国民の利害に
關係するところがきわめて多いもので
あるにかかわらず、その数が少ないた
めに、全国各地から熱心に請願や陳情が
なされておるのであります。政府と
いたしましては今回国会にわづか三箇所
ではあります、栃木県下都賀郡小山
町ほか二箇所、簡易裁判所の増設に關
する法律案を提案いたしまして、幸い
成立を見ました次第であります。国
家財政上の制約等から、この上の増設
は思ひにまかせない現状にあるのであ
ります。

さて今回請願のありました高知県高
岡郡佐川町に簡易裁判所及び區檢察
庁設置のことにつきましては、早速關係
庁へ照會いたしまして、土地の状況も
一応判明いたしましたので、最高裁判
所とも協議いたしまして、なお十分研
究いたしたいと存じますから、さう御
承知をお願いいたします。

次に置戸町に釧路法務局支局設置の
請願について申し述べます。ただいま
お申し述べになりました釧路地方法務局の
支局を置戸町に設置するようにとのこ
とであります。その内容から察しま
するに、釧路地方法務局の出張所を設
置されたいとの請願のように考えられ
ますので、その前提のもとにお答えい
たします。出張所の設置すべきかいな
かについては、その地方の人口、交通
状況、産業、面積の実態、登記件数及
び隣接登記所の事務量等を十分考慮し
て決すべきであります。本請願の置
戸町及び訓子府村における既往三箇年
間の総処理件数を見ますに、昭和二十
三年六百八十八件、昭和二十四年六百六
十八件、昭和二十五年六百九十八件、平
均六百五十八件であります。この程
度の事件を処理するために、地方法務
局の出張所を設け、職員を常駐させる
ことは、これによつて受ける当該村民
の利益に比し、国庫の負担がいささか
多きに過ぎる感があり、現在わが国の
現状から見て、ただちに実現すること
は困難であるかと考えます。しかしな
がら置戸町及び訓子府村に請願にもあ
るやうに、いろいろ事情もあり、特
に面積も広く、この地を管轄する釧路
地方法務局北見出張所に至るには、相
当の距離であり、また同地の発展、人
口の増加も予想されるので、今後の事
情によつては考慮すべきものと思われ
ます。

次に旧陸軍航空士官学校出身者の司
法第一次試験免除等に関する請願につ
いて申し述べます。司法試験管理委員
会においては、陸軍士官学校を卒業し
た者については司法試験法第四條第一項
第四号に定める認定を行つた事実にあ
りません。請願にかかると陸軍航空士官
学校を卒業した者については、陸軍士
官学校を卒業した者の場合と比較検討
の上、司法試験法の趣旨に適合した認
否を行つた場合には、その教科の課程の
実情を知る必要があるもので、目下その
具体的資料について研究中であります。

旭川地方法務局豊富出張所設置の請
願について申し述べます。出張所を設
置すべきかいかについては、その地方の
人口、交通、産業、面積の実態、登
記件数及び隣接登記所の事務量
等を十分考慮して決すべきであります。
本請願の豊富村における既往三箇
年間の総処理件数は、昭和二十二年百
八十三件、同二十三年三百十八件、同
二十四年二百三十三件、一箇年平均二
百二十九件であります。このやうな
僅少な事件を処理するために、地方法
務局の出張所を設け、職員を常駐させ
ることは、これによつて受ける当該村
民の利益に比し、国庫の負担があまり
にも多きに過ぎる感があり、現在わが
国の現状から見て、ただちに実現する
ことは困難であるかと思われま
す。しかしながら同村は面積三十八方里とい
う大村で、現管轄登記所である天塩出
張所に至るに相当の距離であり、各種
の好條件を備へ、その発展、人口の増
加等も予想されるので、今後の事情に
よつては考慮すべきものと考えます。

次に傷病者団体の結成許可に關する
請願について申し述べます。終戦後、
財団法人大日本傷痍軍人会は団体等規
正令第二條第六号の禁止事項である、
陸海軍軍人であつた者に対して民間人
に與えられる以上の恩典を供與するこ
とを目的とした団体として、同令によ
つて解散されるべきであつたが、すで
に自発的に解散しており、その後結成
された財団法人協同会は前述の大日本
傷痍軍人会の財産及びその構成員を承
継していたものであるが、その目的及
び性格は前述の大日本傷痍軍人会のそ
れとは若干異なつていたので、同令の
規定によつて全面的に解散指定される

ことなく、單獨の省令によつて解散せ
しめられ、その承継財産の国庫帰屬と
新会員の四分の一以上を旧構成員で占
めることの禁止のみに對し、同令の規
定が準用されたのであります。これを
要するに、旧陸海軍軍人であつた傷
病者のみに対し救済保護その他の恩典
を與えたり、またはかようなことを目
的とする団体を結成することは、団体
等規正令第二條によつて禁止されてい
ますが、陸海軍軍人であつた傷痍者
を含め、一般の戦災傷痍者に対して救
済保護を與えたり、またはかようなこ
とを目的とする団体を結成することはさ
しつかえないものであります。

次に印章法制定に關する請願につ
いて申し上げます。印章の保護につ
いて、現行の一般法令によつて以外
の特別な法律の制定を必要とするかど
うにかつてきて、事情を十分調査の上
考慮したいと思ひます。

次に集會結社及び言論の彈圧反對等
に關する請願について申し上げます。
日本政府としては、日本國憲法を忠実
に遵守し、言論、集會、結社の自由を不
當に制限した事実もなく、またその意
図もありません。しかしこれらの自由
は絶対無制限なものではなく公共の福
祉保持のために、公共を害する破壊的
言動を行つものに対しては、各關係法
令によつてこれを禁圧することは、憲
法第十二條、第十三條の規定の趣旨に
徴しても明らかであります。なお「ア
カハタ」及びその後継紙、同類紙の発
行停止については、昨年六月連合國最
高司令官より發せられた指令の趣旨に
基くものであつて、公共の報道機關を
利用して自由を濫用し、破壊的言動を
なすものを禁止を行つことは、何ら憲

法の精神に矛盾するものでありません。また集會に關する制限については、各地方自治体における公安條例に基くものであつて、これら公安條例は一般の公安保持のために適用されているものであり、特定の集會を禁圧する目的としたものではありません。犯罪を犯した者が檢査拘束を受けることは、刑事訴訟法上やむを得ないところであつて、政府としてはできる限り取調への促進をはかつて、その拘束の期間を短縮するよう努力しております。川上議員の懲罰に關しては、これは国会議員に對する院内の制裁であつて、直接政府の關知するところではありません。

○安部委員長 日程第四、日程第六に關して、裁判所側の御意見の御開陳を願います。

○桑原最高裁判所説明員 北海道の弟子屈町及び高知県高岡郡佐川町に簡易裁判所設置の請願につきましては、最高裁判所におきまして、現地の実情を調査いたし、その管内の交通状況、管内に發生を予想されます事件数等についても、調査を終つたわけではありません。先ほども申しましたように、全国の他の地方とのつり合ひの關係、その他予算の關係等を考慮いたしまして、慎重に考慮いたしたいと考えております。

○安部委員長 御質疑はありませんか。――なければこれより以上審査を一応終了いたしました請願につきまして、委員会の態度を決定したいと思ひます。

本日の請願日程中、日程第三、第四、第六ないし第八は、これを採択し、議院において採択の上は、これを内閣に送付することを適當と認めたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと〕呼ぶ者あり〕
○安部委員長 御異議なければさうとりはからいます。

次に日程第一三は採択すべきものと議決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと〕呼ぶ者あり〕
○安部委員長 御異議なければさうとりはからいます。

なお本日決定いたしました以外の請願につきましては、さらに検討を要する点もありますので、本日はその態度を留保したいと存じます。さう御了承をお願いいたします。

なおただ今採択いたしました各請願の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任がたいと存じます。が、御異議ありませんか。

〔異議なしと〕呼ぶものあり〕
○安部委員長 御異議なければ、御一任いただいたものと認めます。

○安部委員長 次に陳情書の審査を行います。

陳情書につきましては、すでに文書表によつて、その内容は御承知願つておることと存じますので、おの／＼の陳情書について、それ／＼政府の御意見を求めたいと存じます。政府よりの御意見を願ひたいと存じます。

○野本政府委員 復権による前科の戸籍塗抹に關する陳情について申し上げます。

現行法のもとにおいては、陳情の趣旨とされるような、前科を戸籍に記載する取扱いは認められておりませんので、さう御了承願ひます。

次に強制立退者の借地権に關する陳情について申し上げます。太平洋戦争に際し、防空上の必要により、疎開建物に除却された当時におけるその建物の所有者、または借主は、罹災都市借地借家臨時処理法第九條の規定により空襲による災害のため滅失した罹災建物の借主と同様、同法第二條または第三條の規定により、同法施行の日である昭和二十一年九月十五日から二箇年以内に、その土地の所有者または借地権者に対し、建物所有の目的で賃借の申出をするか、または借地権譲渡の申出をすることによつて、優先的に借地権を取得する道が開かれていたものであります。従つて本陳情において述べられてゐるような、罹災者と建物疎開者との間に異なる取扱いがされたわけではなく、平等の保護が與えられたのであります。

次に住民登録制度実施に關する陳情について申し上げます。すでにこれにつきましては本委員会において審議を了されておるところでありますから、政府としては別に申し上げることはございませぬ。さう御承知願ひます。

次にらい患者を対象とする刑務所の敷地選定に關する陳情について申し上げます。

本陳情の御趣旨は、療養生活の平和を希求する同園癩患者に與える影響から、もつともなことであります。また他面癩患者であるところの受刑者、刑事被告人、被疑者に対する適當な収容施設がないところから、往々刑の執

行停止、または不起訴、その他の釈放によつて、設備の完備した病院に收容する事例が多いのであります。このことは、この種犯罪者に対し、癩患者なるがゆゑに、刑罰を免れる結果を與えるとともに、癩收容所の平和を擾乱するおそれもあるばかりでなく、将来犯罪を繰返し行ふことも予想されますので、まず刑務所を設置し、癩受刑者を集積して、十分な療養を加へつつ、矯正教育を施す方針を立て、厚生省と法務府との数回會議の結果、両省共管のもとに癩刑務所を設置する方針をきめ、厚生省、癩池惠風園長、法務府、並びに熊本刑務所長とが協定のの上、同敷地内の一部に本刑務所を設置することに内定したのであります。その後當府に對し本陳情の趣旨が園長を通じて申入れがありましたので、さらに別の癩池惠風園内の大休患者が満足し得る場所に變更して、目下設置の準備をしてゐる次第であります。

次に最高裁判所裁判官に關する陳情につきましては、すでに御承知のようになつて後任者が任命せられておりますので、別段申し上げることもありません。

次に浮遊機雷による災害補償法制定に關する陳情について申し上げます。

本件陳情の御趣旨は、一応ごつともと承知しますが、本件立法については、何分予算的措置を必要とするものであり、その他諸般の観点より十分研究を要するものと認められますので、御趣旨はとくと承知して、今後の参考にいたしたいと存じます。

総社町に簡易裁判所及び区檢察庁設立に關する陳情について申し上げます。

本件は初めての陳情でありまして

て、まだ現地の実情をよく調査ができおりませんから、早速關係庁へ照會いたしまして、諸般の状況を調査中であります。調査の完了をまつて、何分の考慮をいたしたいと存じますから、さう御承知を願ひます。

第七〇号、第七四〇号及び第七五二号の改正商法施行延期に關する陳情について、一括して申し上げます。今回の商法の改正が、その規模においてまさに画期的であることは陳情の通りであります。この改正法の国会における審議に際しまして、この趣旨の周知徹底を期するよう強く要望せられました。政府といたしまして、この法律の重要性にかんがみ、パンフレットの配布はもちろん、商工會議所、弁護士會、裁判所、關係官庁等と呼びかけ、全国にわたる主要都市約四十箇所において、普及講演會を開催する等、できる限りの努力を重ねて参つた次第であります。また民間実業団体等においても、すでに一昨年の八月の法律案要綱発表以来、改正法について熱心な研究をしており、かつ學者、研究家の改正法に關する著書、論文等もすでに多数に上つてゐるのであります。改正法運用に必要な知識は一応の普及浸透を見たものと考えております。なお新たに施行法の立案に際しては、できる限り既存の株式會社がその改正によつてこうむる不便不都合を除去することに努めておるのであります。従つて政府といたしましては、七月一日より施行してさしつかえないものと考えておる次第であります。

次に人権擁護に關する陳情について申し上げます。

陳情書記載の村八分につきまして

は、昭和二十四年八月二十三日三重県南牟婁郡新鹿村遊木浜田玉喜、大川奈良一より津地方方法務局に人権侵犯事件として申告がありましたので、当局においては同局の受理報告に基づいて現地調査官を派遣して調査をなさしめたものであります。この事件の起りましては、三重県南牟婁郡新鹿村遊木は戸数百八十五戸、人口一千余名の小漁村でありまして、わずかに一日に二回程度の船便によつて他町村と連絡しておる状態でありまして、民情はきわめて封建的でありまして、本件の村八分もまたことに深刻なものであります。本件は同部落における漁業会長兼敷網組合長たる浜田玉喜が、在職中その地位を利用して取引先の各荷受所から操作金（やみ代金）を横領した容疑に端を発し、かねて個人的感情から対立している現組合長畑中幸平、現漁業会長浜口隆治の発議によりまして、昭和二十四年六月十四日の漁業会の臨時総会において、前会長浜口玉喜の非行を糾明することと決議された。その結果決議に賛成する者は、全面的に漁業会及び部落区を支持する趣旨の声明書に署名調印を求められまして、全部落のうち百五十名は署名調印いたしました。が、浜田玉喜外九名はその調印を拒んだために、昭和二十四年七月二十六日の漁業会及び区の臨時総会におきまして、敷網組合の配当金並びに魚類の配給停止、区民との交際禁止の決議がなされ、同月三十日その旨前述の九名の者に通達されました。また九名のうち水産加工業大川奈良一に對しましては、加工用水産物原料の魚類の販賣を停止し、敷網組合元会計係大川敷夫に對しましても、漁業会長浜口隆治の再三の呼び出に応

じなかつたことは、漁業組合の秩序を乱る行動として除名処分することと決議いたしました。同会長の名におきましてその旨本人に通告したものであります。当法務府人権擁護局におきましては、この決議ないし申合せは、それ自体個人の自由を侵すものでありまして、人権擁護上看過しがたい事実であると考えまして、現漁業会長浜口隆治並びに組合長畑中幸平に對しまして、すみやかにこの九名の組合員に對する人権を侵害するがごとき總會の決議ないし申合せを取消するとともに、該決議等に基づく一切の行動を中止し、区民全般の融和のために円満解決するよう善処せられた旨の勧告をいたしました。その後に至りまして当局におきましては、その勧告がまだ施行されない状況を知りましたので、さらに津地方方法務局から現地に係官を派遣しまして、よく村八分の非を説いて、極力和解を試みたのであります。が、両者の根強い感情の対立から遂に円満解決を見るに至らなかつたので、機を熟するのを待つことにいたしました。ところがたまたま先ほど申し上げました操作金の横領問題に關連いたしました所轄警察を経て津地方檢察庁本支部に對し、本件両当事者から告訴がされておりましたので、津地方檢察庁檢察正におきまして、告訴事件の処理と並行いたしました。村八分の紛争を円満に解決すべき旨申出があつたので、津地方方法務局長は檢察正に本件の解決を一任いたし、檢察正は現地に於いて和解を試みましたが、村八分の加害者たる多数派は檢察正の趣旨を了承いたしましたが、一方被害者たる少数派がこれに應じなかつたため、全面的な解決を見るに至りませんでした。が、解決の曙光を見出すには十分であつたのであります。その後当局から津地方方法務局長に命じ、昭和二十六年五月十日より十四日まで村八分の経過の現状を調査せよとしたところ、一部の問題を除いてはおおむね平常に復してあり、当初のような深刻な村八分の状況は、すこぶる緩和されておるとの報告を受けております。なお本件については引き続き最後の解決を得べく努力してある次第であります。

○安部委員長 これをもつて政府よりの意見聴取は終了いたしました。この際お諮りいたします。今日の陳情書日程中第三、第四、第六、第八、第十三はこれを委員会において了承することにしたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。午後四時四十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

司法書士法の一部を改正する法律案

司法書士法の一部を改正する法律案

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第十五條に次の一号を加える。

六 司法書士の報酬に關する規定第十五條の次に次の三條を加える。

（司法書士の報酬）

第十五條の二 司法書士会は、前條第六号の規定により司法書士の報酬に關する規定を定めたときは、これを、その所在地を管轄する法務局又は地方法務局長を経て、法務總裁に届け出て、その認可を受けなければならない。

2 法務總裁は、前項の届出を受けたときは、司法書士会がその届出の書類を法務局又は地方法務局長に提出した日から二箇月以内に、これを認可し、又は認可しない旨の決定をしなければならない。

3 第一項の規定による報酬に關する規定は、前項の期間内に同項の決定がないときは、その期間の経過によりその認可の決定があつたものとみなす。

第十五條の三 司法書士会の会員にならず、又は司法書士会が設立されていない区域における司法書士は、その報酬については、その事務所所在地の司法書士会又は法務總裁の指定する司法書士会の報酬の關する規定に従わなければならない。

第十五條の四 司法書士は、その業務に關して、その所属し、又は前條の規定により従うべき司法書士会の報酬に關する規定に反して報酬を受けなければならない。

第十九條第一項中「又は正当の業務に附随して行つ場合」を創る。

第二十條中「又は第七條第二項」を創る。

附則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に存する司法書士会は、すみやかに、この法律による改正後の司法書士法第十五條の規定により、その会則中に司法書士の報酬に關する規定を定めなければならない。

3 前項の規定による司法書士の報酬に關する規定について、この法律による改正後の司法書士法第十五條の二に規定する法務總裁の認可があるまでは、その司法書士会の区域内における司法書士の報酬の額は、なお従前の例による。

請願に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年六月八日印刷

昭和二十六年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所